

第八十四号議案

東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

東京都河川流水占用料等徴収条例（平成十二年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。  
別表二の項中「6,288円」を「6,338円」に改め、同表二の項中「二百八十五円」を「二百九十五円」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

占用料等の額を改定する必要がある。